

報告第2号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年1月31日

新居浜市長 古川 拓哉

1 損害賠償の額 123万2,000円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和6年7月23日午前9時5分頃、市道大生院船木線 (省 略)

において、東進中の公用車が、対向車と行き違うため左に寄った際、相手方家屋の軒に接触し、破損させた。